旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成21年７月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日(保証社員になった場合)　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社オールイントラベル　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３－481号　④株式会社オールイントラベル　函館市本通１丁目52番６号　代表取締役　林真彦　⑤本社営業所　函館市富岡町１－３－３　⑥平成17年４月20日　⑨平成21年５月26日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫北海道函館市本通１丁目52番６号　株式会社オールイントラベル　代表取締役　林真彦

Ｃ　①西会津観光有限会社　②第３種旅行業　③福島県知事登録旅行業第３－288号　④西会津観光有限会社　福島県河沼郡会津坂下町字福原前4105－３　代表取締役　中村英明　⑤本社営業所　福島県河沼郡会津坂下町字福原前4105－３　⑥平成17年２月３日　⑨平成21年５月18日　⑩300万円　⑪福島県知事　⑫福島県河沼郡会津坂下町字福原前4105－３　西会津観光有限会社　代表取締役　中村英明

Ｃ　①株式会社トラベルサポート　②第３種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第３－456号　④株式会社トラベルサポート　茨城県常陸大宮市下村田2387番地　代表取締役　東海林俊樹　⑤本社営業所　茨城県常陸大宮市下村田2387番地　⑥平成11年９月20日　⑨平成21年５月26日　⑩300万円　⑪茨城県知事　⑫茨城県常陸大宮市下村田2387番地　株式会社トラベルサポート　代表取締役　東海林俊樹

Ｃ　①光輝観光株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6166号　④光輝観光株式会社　東京都東久留米市幸町５丁目７番４号　代表取締役　東正博　⑤本社営業所　東京都東久留米市幸町５丁目７番４号　⑥平成21年４月23日　⑨平成21年５月12日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都東久留米市幸町５丁目７番４号　光輝観光株式会社　代表取締役　東正博

Ｂ　①あさひ観光バス株式会社　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－523号　④あさひ観光バス株式会社旅行部　静岡県沼津市小諏訪962番地の１　代表取締役　長澤義和　⑤あさひ観光バス株式会社旅行部本社営業所　静岡県沼津市小諏訪962番地の１　⑥平成17年５月31日　⑧平成21年６月３日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県沼津市小諏訪962番地の１　あさひ観光バス株式会社　代表取締役　長澤義和

Ｃ　①愛知バス株式会社（ＡＢＣ旅行センター）　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２－1183号　④愛知バス株式会社　名古屋市北区新沼町100番地の１　代表取締役　山田芳嗣　⑤旅行センター　名古屋市北区新沼町100番地の１　⑥平成17年10月19日　⑨平成21年５月26日　⑩1100万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市北区新沼町100番地の１　愛知バス株式会社　代表取締役　山田芳嗣

Ｃ　①ＭＫツアーズ　②第３種旅行業　③三重県知事登録旅行業第３－324号　④株式会社みやま三重県伊賀市長田3480－３　代表取締役　三山ゆう子　⑤本社営業所　三重県伊賀市長田3480番地３　⑥平成21年３月３日　⑨平成21年５月26日　⑩300万円　⑪三重県知事　⑫三重県伊賀市長田3480－３　株式会社みやま　代表取締役　三山ゆう子

Ｂ　①有限会社山孜社（トラベル彦根）　②第３種旅行業　③滋賀県知事登録旅行業第３－176号　④有限会社山孜社　滋賀県彦根市和田町53番地の３　代表取締役　高塚利夫　⑤本社営業所　滋賀県彦根市和田町53番地の３　⑥平成11年６月21日　⑧平成21年５月31日　⑩300万円　⑪滋賀県知事　⑫滋賀県彦根市和田町53番地の３　有限会社山孜社　代表取締役　高塚利夫

Ｃ　①旅工房むげん　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－385号　④松本知　長岡京市滝ノ町１丁目１番18号　⑤旅工房むげん　長岡京市滝ノ町１丁目１番18号　⑥平成５年４月21日　⑨平成21年５月26日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都府長岡京市滝ノ町１丁目１番18号　松本知

Ｂ　①白石観光　②第３種旅行業　③島根県知事登録旅行業第３－49号　④白石観光　島根県大田市大田町大田イ1121－２　⑤本社営業所　島根県大田市大田町大田イ1121－２　⑥平成５年４月23日　⑧平成21年４月25日　⑩300万円　⑪島根県知事　⑫島根県大田市大田町大田イ1121－２　白石観光　代表　白石春行

Ｂ　①有限会社ジェイ企画プランニング　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－504号　④有限会社ジェイ企画プランニング　福岡県筑紫野市大字原田2138　代表取締役　山﨑淳一　⑤本社営業所　福岡県筑紫野市大字原田2138　⑥平成11年６月１日　⑧平成21年５月29日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県筑紫野市大字原田2138　有限会社ジェイ企画プランニング　代表取締役　山﨑淳一

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成21年７月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。